

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松島委員長 次に、階猛さん。

○階委員 立国社の階猛です。

最初に、ちよつと事実関係。きのうの総理の記者会見での発言と食い違ふところがありました。総理は、黒川氏に対して退職手当の減額がなされるということをおっしゃっていたと思うんですが、先ほどの事務方の答弁では、減額はされないということでした。どっちが正しいんですか。法務大臣、お答えください。

○森国務大臣 訓告を含む監督上の措置とされた場合には、これらの処分を受けたこと自体により退職手当の支給額は影響を受けないものと承知しております。

他方で、黒川氏の場合は、いわゆるかけマージンを行ったものとして訓告処分に付されており、これは非違行為に当たると考えられます。そのため、黒川氏は、国家公務員退職手当法第五条の、その者の非違によることなく退職した者とは認められず、黒川氏には、同条が規定する定年退

職等の規定ではなく、同法第三条の自己都合退職の規定が適用されることとなるものであります。

これにより、黒川氏の退職手当の額は、同法第五条の定年退職等の規定を適用されて支給される場合より相当額少なくなるものと承知をしております。総理はその点を捉えて、減額されると発言したものと承知をしております。

いずれにしても、黒川氏の退職手当は、国家公務員退職手当法の規定に基づき支給されるものでございます。

○階委員 一般論で結構ですが、自己都合の場合には、非違行為で退職しない、通常の退職の場合と違ってどれぐらい退職金は減額されるんでしょうか。

○森国務大臣 あくまで一般論ですが、一般論として申し上げれば、東京高検検事長の役職にあつた者が、休業等による除算がなされることなく、例えば勤続期間三十七年のモデルケースで、自己都合により退職した場合と定年により退職した場合を比較いたしますと、自己都合退職した退職手当額は、定年退職した退職手当額よりも約八百万円程度低くなります。

○階委員 先ほど五千九百万円という数字が出ましたけれども、これは減額された後の数字ということでしょうか、それともここから減額するのか、どちらなのでしょう。

○森国務大臣 今のモデルケースでございますと、自己都合退職が約五千九百万円、定年退職が約六千七百万円でございます。

○階委員 いずれにしても、六千万円ぐらいの退

職金はもらえるということが果たして国民の理解を得られるかという問題があるわけです。

そこで本題に入りますが、検察の信頼回復のために引き続き業務に当たってほしいと総理から言われたので、進退伺を出したけれども、引き続きその任にとどまることにしたということを先般の質疑で法務大臣はおっしゃっていました。信頼回復のために大臣として何をするのかというのが全く明らかになっていません。

まず、それを聞く前に、そもそも検察への信頼が失われたのは何が原因だとお考えですか。法務大臣、お答えください。

○森国務大臣 このたびの黒川氏の行動は甚だ不適切であり、国民の皆様へ憤りや御不安を与えたこと、検察に対する信頼を損ねたことに対して、法務大臣として改めておわびを申し上げるとともに、私としても責任を痛感しております。

信頼回復のための手段でございますが、後任をまず速やかに選任をして、本日から着任をいただきます。

また、原因についてのお尋ねがございましたが、法務・検察に対しては、この間、国民の皆様からさまざまな御指摘、御批判をいただいております。法務・検察が適正にその役割を果たしていくためには、国民の皆様への信頼が不可欠であり、総理からも、法務・検察の信頼回復のために力を尽くすように指示を受けたところでございます。

そこで……（階委員「原因は何かと聞いていますよ」と呼ぶ）原因に関しては、このたびの検察の信頼を損なう不適切な行為等により信頼を失っ

たと考えております。

また、このたび、今般、さまざま御指摘を受けている……(階委員「答えていない。原因は何かと聞いているんです。とめてください」と呼ぶ)

○松島委員長 大臣の答弁中ですから。

信頼を失う原因についてと何か強調されていまして、原因だけよろしく願います。

○森国務大臣 はい。

原因についてもさまざま御指摘をいただいているところでございます。そこで、今般、法務省内に法務・検察行政刷新会議を設置し、その原因を始め、これからの法務・検察行政に関する必要な検討を開始することといたしました。

国民の皆様の声に真摯に耳を傾けて、法務・検察の信頼回復のため、務めを果たしてまいりたいと思っております。

○階委員 もう一度聞きますね。

信頼回復に努めるといふことで大臣の地位にいらっしゃるわけでしょう。その信頼回復を果たしていくためには、どうして信頼が失われたのか、その原因を把握していなければ、信頼回復の手段なんか考えられないし、まず、原因の把握があつてしかるべきじゃないですか。これから考えるんですか。おかしいでしょう。自分で原因も把握していなくて、あなたに信頼回復の任が務まるわけじゃないじゃないですか。

まず、信頼を失った原因について、大臣のお考えで結構ですから、具体的に述べてください。

○森国務大臣 このたびの件については、黒川氏

については、東京高等検察庁のトップとして、公私を問わずにみずからを律し、国民から疑念を抱かれないよう格段に意を注ぐべき立場にあつたにもかかわらず、かけまージャンをしたこと、また、その時期が、緊急事態宣言下の外出自粛等を国民の皆様にお願ひしている時期であつたこと等により、社会に大きな影響を与えました。国民の皆様が大変な御迷惑をおかけしたものと考えております。

また、この間、国民の皆様からさまざま御疑念、御指摘がございました。そういった意味で、検察の倫理また法務行政のあり方等全般について、その原因について分析するとともに、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○階委員 今、黒川氏の行為を取り上げられましてけれども、私はそれだけではないと思ひますよ。今回、首相が廃案も検討するとした検察庁法改正案の問題はおいとくとしても、私は、森法務大臣のもとで検察の信頼が損なわれた原因が三つあると考えています。

まず第一に、解釈変更という名目で、従来、検察官には適用がないとされてきた定年後の勤務延長を認めたこと、これにより、時の政権に都合のいい人物を長く同じ地位にとどめることができるようになったのではないかとということです。そして、厳正公平、不偏不党を旨とする検察官の職務執行への信頼が失われたものと考えております。

そこで、これを回復する手段について、大臣の見解を伺います。

日付のある証拠文書すらないこの解釈変更をま

ずは撤回するのが今の点に関する信頼回復の最善の手段だと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○森国務大臣 解釈変更については、また、その手法について、一義的に方法が定まっているものではないというふうにご考えておりますが、今般は、検察庁法を所管する法務省において有権解釈として解釈をしたものであり、また、適正なプロセスを踏んでおり、問題はないものと考えております。

○階委員 この点だけでも十分時間をとりたいところなのですが、後の質疑者にも譲り、第二の問題を申し上げたいと思ひます。

まず、第二として、黒川氏の勤務延長の閣議決定は、いわば余人をもつてかえがたいという理由で、現行憲法のもとで初めて行われました。それだけ高い評価を受けた黒川氏であつたわけですが、そのような方ですら、犯罪行為を繰り返し、しかも、それを秘して検察組織の上層部に勤務延長によって居座り続けたわけですね。

その証拠です。この同意書、これは、一月二十九日付で、「八月七日まで勤務延長されることに同意します。」黒川さんの署名捺印がありますけれども、黒川氏、今回の法務省の調査結果でも明らかになつていられるとおり、この時点ではもう何度もかけまージャンをしているわけですよ。かけまージャンをしているということであれば、これは犯罪行為にも当たり得る。実際に当たるかどうかわかりませんが、葉梨筆頭からもいろいろ議論がありましたけれども、でも、構成要件に該当することは間違いない。そして、常習性があるとなれば、これは三年以下の懲役ですよ。検察庁法によれば、

禁錮以上の刑に処せられた者は検察官に任命できないことになっていきますよ。そういうことも知りながら、唯々諾々と、肝心なことは秘したまま要職に居座り続けた。

これはどんな信頼が失われたかという点、検察官は国民の刑事責任を追究するわけですから、それにふさわしい廉潔性というのが検察官には当然求められるわけです。この検察官の廉潔性への信頼が失われたわけでありまして、これを回復する手段としては、黒川氏の勤務延長を認めた閣議決定を取り消し、この閣議決定にかかわった者は責任をしっかりとるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○森国務大臣 勤務延長については、検察庁を所管する私、法務大臣から内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、適切なプロセスで閣議決定をされたものでございます。

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として検察官についても検討を進める過程で、検察庁法を所管する法務省において必要な検討を行った上で、関係省庁からも異論はないとの回答を得て解釈を改めたものでございますが、その解釈変更の後、適切なプロセス、先ほど申し上げました適正なプロセスを経たものである上、黒川氏の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき閣議決定されたもので、勤務延長自体に問題はなかったものと考えております。

○階委員 本間に問題ないんですか。廉潔性に対する信頼が失われたのではないか、このことについては大臣の見解はどうですか。

○森国務大臣 黒川検事長の勤務延長は、先ほどのとおり、適正に行われたものと承知をしておりますが、このたびの件については、検察の信頼を損なう不適切な行為であり、まことに遺憾であると考えております。

黒川氏は、東京高等検察庁のトップとして、公私問わず、みずからを律し、国民から疑念を抱かれないように格段に意を注ぐべき立場にあったにもかかわらず、かけまーじゃんをしたことにより世間に大きな反響をおかけしたと思っております。国民の皆様に変な御迷惑をおかけしたと思っております。

○階委員 端的に答えてください。

これは重要な問題ですよ。検察官は、国民のことを訴追するわけですよ、刑事責任を追究するわけですよ。だとすれば、みずから清廉潔白でなくてはいけない。ところが、清廉潔白どころか犯罪行為にも当たるかけまーじゃんを何度も繰り返しつつ、そして、その事実を秘して、勤務延長を同意して、要職に居座り続けたわけです。これは検察官に対する大きな信頼を損なったと思いますよ。これは、国民が、検察官ですら遵法意識がないんだから、我々も法律を守らなくていいんじゃないかということ、法治国家の根幹にかかわりますよ。なのに、なぜ、今回の調査結果それから処分の理由書、先週金曜日にもありましたけれども、その中でもどこにも触れられていない。

どういう理由でここに触れられていないんですか。私はここが一番大事なことだと思いますよ、法治国家、法の支配にとつて。大臣、なぜこの点について調査していないんですか、処分の理由に

掲げられていないんですか、お答えください。

○森国務大臣 調査報告書については、皆様の方にお知らせをいたしました。

その上で、処分をする理由でございますが、検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務遂行の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぶ職責を担っております。そして、黒川検事長は、令和二年五月当時、みずから検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場にありました。そのような立場にありながら、黒川検事長は、調査結果のとおり、令和二年五月一日ごろ及び同月十三日ごろに、東京都内において、それぞれ、記者らと金銭をかけたまーじゃんを行ったものです。また、これらの行為が行われた時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、政府による緊急事態宣言が行われ、広く外出自粛等が呼びかけられていた上……（階委員「同じことを繰り返さないでください」と呼ぶ）お尋ねの処分理由というところを読み上げておりますが……（階委員「なぜ調査されていないのか」と呼ぶ）調査については、必要な調査を行い、ただいま述べた理由が、途中ではございますけれども、信頼を失ったということとで処分に至ったものでございます。

○階委員 いや、だから、触れられていないんですよ、どこにも。なぜ触れられていないのかという理由を聞いているんですよ。触れられていないのであれば再調査をすべきではないかということ

を言っているわけですよ。

このままだと、到底この調査は不十分ですし、こうした皆さんの調査をもとにした処分も全く不十分だと思いますよ。どう考えても、黒川氏は、自分が検事長の職にふさわしくないという事実を知りながら同意書にサインしているんじゃないですか。これは大変な問題ですよ。なぜ、ここは不問に付されているんですか。この点もちゃんと処分の理由に入れば、全く違う結論になってくると思いますよ。そうなりませんか、大臣。

この点について考慮した結果というのがどこにも書いていない。なぜなんですか。もう一回、同じことの繰り返しは結構です、なぜこの点について触れられていないのか、私は大臣に聞いています。お答えください。

○森国務大臣 黒川氏の訓告の対象となった事実の本質は、自粛要請期間中にあるにもかかわらず金銭をかけたマージャンに及んだことに強い非難が加えられる点にあります。法務省の調査結果を前提とすれば、黒川氏は勤務延長の同意書に署名した時期にも金銭をかけたマージャンをしていたとも考えられますが、それを秘していたことは処分量定を変える事情までとは言えず、考慮はしておりません。

○階委員 それこそ国民の常識に反しますね。詐欺まがいのことをして、検事長に居座って、そして検察への信頼を傷つけている。それを不問に付しているというふうには大臣はお考えになるんですね。とんでもないと思いますよ。

そして第三に、黒川氏の犯した行為の責任は、

大臣も極めて重大だという認識はあるんだと思うんですが、私は、今の点も含めて、情状酌量の余地はないと思っています。にもかかわらず、不透明な手続といいかげんな調査で、訓告という不当に軽い処分しか行われず、通常の退職者と、自己都合の退職者と同じく、退職金をもらうだけではなくて、ボーナスについてもほぼ日割り計算で支給されるということだそうなんです。これによって、事案の真相に見合う、国民の良識にかなう相応の処分を実現するというのが、検察の理念という文書にも、検察官の目指すべきものということであつたわれておりますけれども、こうしたことへの信頼も失われたんだと思います。

これを回復するためには、処分の決定にかかわった者が責任をとり、退職手当の支給を差しとめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○森国務大臣 退職金の差止めについてのお尋ねがございました。

黒川氏の退職に係る退職手当管理機関は内閣でございしますが、内閣の一員であり、かつ検察庁を所管する立場として調査を行った法務大臣としては、黒川氏の場合、国家公務員退職手当法第十三条二項一号又は二号に規定されている退職手当支払い差止め処分の要件に該当しないものと考えております。

○階委員 今の退職手当法に関する説明がありまして、私もきょうの資料でつけておりますが、十一ページにありますけれども、十三条の二項というところに、退職をした者に差止めができる要件が書いてあります。「その者に犯罪があると思料

するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に對する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」ということで、右側にその解説が書いておりますが、二つ要件がありまして、「犯罪があると思料するに至つたとき」ということと、あと、「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に對する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」。

今回、黒川氏の件でいえば、本人も賭博行為をしたと言っていますので、「犯罪があると思料するに至つたとき」という方は、この右の解説を見ても満たすと思います。

そしてもう一つ、後段の要件は法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たる犯罪であることが必要なので、すけれども、単純賭博罪か常習賭博罪かで結論が分かります。単純賭博罪だとこれに当たらない。でも、常習賭博罪だと、三年以下の懲役なので禁錮以上の刑に当たるといふことなんです、注目していただきたいのは、この資料十一ページの右の下の方ですね。

ある事実が犯罪となることについては相当程度の確証があるが、それが法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たる犯罪であるか、罰金以下のものではないかについては判断しかねるという場合もあり得る。こうした場合には禁錮以上の刑に当たる犯罪である可能性が十分にある場合には、支払い差止め処分を行い得ると解される。

こういうふうになっています。要するに、グリーンゾーンの場合は差止めができるということなわ

けですよ。

今回、常習性が認められるかどうかということについては調査が不十分なので、まだここははっきりしていないと思います。なぜならば、裏づけとなる調査を相手方の報道関係者には行っておりません。

また、黒川氏自身、今回、賭博行為を行ったのは、大臣も言ったように、緊急事態宣言下で外出自粛要請がかかっている、そういう中で、自分が世間の注目を浴びているということも認識している、通常であれば外出なんかしないはずですよ。そして、あるうことか、外出しただけではなくて、報道関係者とかけマージャンという犯罪行為にも及んでいるわけです。このかけマージャンという犯罪行為をマスコミとこの時期に行ったならば、どう考えたって、自分のスキャンダルが週刊誌などに報道されるリスクがあるじゃないですか。でも、それをあえてやるということは、私も、もう完全にギャンブルに対して依存している。規範意識が鈍麻している。まさにこれこそが常習性の発露ではないかと。だから私は、もつとしっかりと調査をして、常習性を認定すべきだと思います。

当然、刑事処分をこれから検察庁の中でも検討すると思いますが、その中で常習性が認められて常習賭博罪が成立する可能性がある以上、今の段階で退職手当を支給するのはよろしくない。よって、この十三条二項に基づいて退職手当の差止めをするべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○森国務大臣 委員御指摘の運用指針において、

禁錮以上の刑に当たる犯罪である常習賭博における常習性があるかどうかとございます。

人事院の処分指針では、常習性に関する明確な解釈等は示されておりません。その上で、常習性の事実認定に当たっては、刑法の常習性についての考え方が参考になると考えられます。常習として賭博したか否かは、賭博の種類、賭博の複雑性、賭博の性格、規模、賭金額の多寡、本人の役割、賭博の相手方、営業性等の諸般の事情を総合的にしんじやくして判断されるべきと言われております。

本件は、旧知の間柄の者との間でマージャンを行ったものである上、かけ金も必ずしも高額とは言えず、また営業性を帯びているものとも言えないことから、常習として賭博をしたものとは認められなかったものでございます。

○階委員 十ページに、常習賭博罪の常習性を認定する際の参考となる判例が挙げられていますけれども、下線を引いています。判例は常習者説を採用し、賭博常習者とは、賭博を反復累行する習癖あるものをいい、主観的な習癖の成立を要するということでもあります。

主観的な習癖、私は、黒川氏にはあるんだと思っておりますし、反復累行の客観的事実があるかどうかということについては、法務省も認めているとおり、まだ全然調査が特定するところまで進んでいないわけですね。これを特定していくための調査を本来するべきであったし、当然、刑事事件になれば、ここはしっかりと調べられるんだと思います。

こうしたことをしないうちに、本当に検察の信頼を回復する気があるのなら、こういうことをしないうちに退職金の支払いはするべきではない、これは国民の一般的な常識でそうだと思いますよ。大臣はそう思いませんか。退職金の支払いをすることが、国民一般の理解を得られると思っておりますでしょうか。お答えください。

○森国務大臣 退職金の支払いについては法令にのっとってなされるものと承知しておりますし、委員御指摘の差止めについては先ほど答弁したとおり、判断したものでございます。

○階委員 全くもって、検察の信頼回復に努めるつもりがないということがはっきりしてきました。大臣、本当にその任にとどまる意味があるんでしょうか。そもそも、御自身も検察の信頼を損なうような虚偽の発言を国会でしてきましたよね。

その上、さらに、今回の黒川氏の件についても、信頼回復のためになすべきことをやらない。それで本当に法務大臣として務まるんでしょうか。

私の方で退職金の話を取り上げましたけれども、まず、そもそも、訓告にする手続自体もおかしいわけですね。さっきのお話だと、法務大臣が調査をして、そして、検事総長に、この処分案でどうですかということを行ったということですが、そういう法務省の内規になっていますか。

法務省の内規は、五ページ目にありますけれども、検事長に監督上の措置、すなわち訓告などを行う場合は、検事長の上司に当たる検事総長の方でこれは行うわけであって、その権限は、調査の権限も検事総長にあるというふうに思われるわけ

ですけれども、どういう権限に基づいて今回の調査を行ったんでしょうか。法令上の根拠を挙げてください。

○森国務大臣 監督上の措置である訓告を申し渡す主体については検事長でございます。

調査については、最高検による調査を行うことも考えられますが、先例として、法務省が行った場合もございます。

本件は、検察庁とも話し合った結果、検察に対する国民の信頼を損ねる甚だ不適切な事案であることから、法務省として、できる限り速やかに必要な調査を行うことが重要であると考え、法務大臣の指示で、職員の人数が比較的少ない最高検察庁ではなく、法務省が調査を行ったものでございます。

○階委員 ということは、法令上の根拠はないということですね。

任命権者である内閣は、この調査あるいは処分には当然かかわっているんだと思いますけれども、大臣は、その内閣の指示により、検事総長に対して調査を行わせるのではなくて、自分で調査を行ったということなんですか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、委員御指摘のように、検事長に関する監督上の措置の措置権者は検事総長でございます。ただ、これは、監督上の措置を打つ場合に誰の権限で打つかということでございます。

法務省は検察に関することを所管しておりまして、最高検察庁が調査をするということも考えられますが、法務省で調査することも考えられる

わけでございます。

また、任命権は内閣にございますが、御承知のように、内閣の権限行使は合議体である内閣が行うものでございます。私も法務省、法務大臣は、内閣の一員として検察に関することを所管しております。したがって、例えば、内閣で何か決定をしていたら、閣議決定をしていただくということとがなければ、法務省から閣議請議をして、内閣による決定を行うという関係に立ちますので、今件の場合であるならば、調査は最高検察庁か法務省いずれかによつて、それぞれの権限によつて行うということでございます。今回は、できるだけ速やかに必要な調査を行うことが重要な観点から、まず法務省で調査をし、法務省で調査をした結果、法務省で検討いたしました。本件は懲戒処分ではなく監督上の措置が適切だと考えたことから、措置権者である検事総長にその旨を伝えて、検事総長が更に監督上の措置権者として判断して、訓告処分にしたということでございます。

○階委員 訓告を含む監督上の措置を行う場合の要件、四ページの第一条にありますけれども、まず一つ目は、「国家公務員法第八十二条第一項各号のいずれかに該当する場合」というのがあります。

法務大臣、八十二条は懲戒に当たる場合を定めたものなんです。懲戒事由を定めたこの各号のいずれかに当たるといふ認定をされたということ、まずよろしいですね。大臣、お答えください。

○森国務大臣 はい、そうです。

○階委員 ということは、懲戒事由もあるという

ことですから、内閣の任命権者の判断で懲戒処分にすることもできたわけですね。でも、そちらをとらなかつた。それはなぜかというのと、二つ目の要件です。「服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるとき」という要件を満たすから、こちらの訓告の方に行つたわけですね。

ところで、今回の黒川氏の場合は、改善向上を図る必要があるんでしょうか。改善向上を図る必要なんかないですよ。現に退職してしまし。そもそも、改善向上を図る必要がある人が、こういう要職に勤務延長までしてとどまるんでしょうか。この二つ目の要件、なぜ満たすのか、大臣、お答えください。

○松島委員長 大臣、答えられますか。では、速記をとめます。

〔速記中止〕

○松島委員長 速記を動かしてください。

○森国務大臣 御指摘の条文は、「服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため」と、又はとなつておりまして、又はの前の服務の厳正を保持し、という必要があると考えます。

○階委員 確かに、服務の厳正を保持しということもかかっていますね。服務の厳正を保持するということは、退職しないでそのままその任にあり続けることを前提にしていますよね。なぜ辞職を認めたのですか、お答えください。

○森国務大臣 検察の服務の厳正を保持するため

に必要であると考えます。

○階委員 服務の厳正を保持するという観点で訓告にしたのならば、なぜ辞職を認めたのでしょうか。

○森国務大臣 ですから、こちらの条文を読みますと、「服務の厳正を保持し、又は当該職員の仕事の履行に関して」となっておりますので、檢察一般の服務の厳正を保持するために必要であると考えます。

○松島委員長 質疑時間が終了いたしております。

○階委員 はい。

全く意味がわかりません。服務の厳正を保持するのであれば、その任にとどめて、必要あれば、法務大臣の権限で、檢察官の適格審査会に処分の、今回の件について、審査をお願いすべきだったと思います。

また、最後に申し上げますけれども、人事院に調べてもらったところ、過去には、法務省の中で、賭博で免職になった人、停職になった人もおりまして、こうした事例と本当に黒川氏の処分がバランスがとれるのかということも申し上げたいと思います。

○松島委員長 持ち時間が終了しております。

○階委員 国民の檢察への信頼回復は全くこれではおぼつかないということを申し上げます、質問を終わります。